

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【公開番号】特開2016-6488(P2016-6488A)

【公開日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2016-003

【出願番号】特願2015-76665(P2015-76665)

【国際特許分類】

G 0 3 G	15/20	(2006.01)
G 0 3 G	21/00	(2006.01)
B 4 1 J	29/38	(2006.01)
B 4 1 J	29/00	(2006.01)
B 4 1 J	29/46	(2006.01)
B 4 1 J	29/42	(2006.01)
H 0 4 N	1/00	(2006.01)

【F I】

G 0 3 G	15/20	5 0 5
G 0 3 G	21/00	3 9 0
G 0 3 G	21/00	3 8 6
B 4 1 J	29/38	Z
B 4 1 J	29/00	E
B 4 1 J	29/46	Z
B 4 1 J	29/42	F
H 0 4 N	1/00	1 0 8 M

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月29日(2018.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置に着脱可能な定着器であって、

記録材上のトナー像を熱及び圧力により定着するためのニップ部を形成する一対の回転体と、

前記定着器の用途を制限すべく記録材の幅サイズに対応する情報を外部端末から受信可能な受信部と、

前記受信部が受信した前記情報を記憶する記憶部と、  
を有し、

前記受信部は、前記定着器が前記画像形成装置に装着されていないときに前記情報を前記外部端末から受信可能であることを特徴とする定着器。

【請求項2】

前記受信部と前記記憶部を駆動するための電気エネルギーを蓄える蓄電部を有することを特徴とする請求項1に記載の定着器。

【請求項3】

前記受信部は前記外部端末から前記情報を無線受信可能であることを特徴とする請求項1または2に記載の定着器。

**【請求項 4】**

前記画像形成装置は操作部を有し、前記定着器が前記画像形成装置に装着されているとき、前記記憶部は前記操作部を通じて指定された記録材の幅サイズに対応する情報を記憶可能であることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか一項に記載の定着器。

**【請求項 5】**

前記外部端末は携帯端末であることを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れか一項に記載の定着器。

**【請求項 6】**

前記定着器は、前記記憶部に記憶されている前記情報の示す幅サイズと同じ幅サイズの記録材への定着処理を実行し、前記記憶部に記憶されている前記情報が示す幅サイズより小さい幅サイズの記録材への定着処理を実行しないことを特徴とする請求項 1 乃至 5 の何れか一項に記載の定着器。

**【請求項 7】**

記録材にトナー像を形成する画像形成器と、  
装着部と、

前記装着部に着脱可能に装着され、前記画像形成器により形成されたトナー像を記録材に定着する定着器であって、記録材の幅サイズに対応する情報を外部端末から受信可能な受信部と、前記受信部が受信した前記情報を記憶する記憶部と、を有する定着器と、を有し、

前記受信部は、前記定着器が前記装着部に装着されていないときに前記情報を前記外部端末から受信可能であることを特徴とする画像形成装置。

**【請求項 8】**

操作部を有し、

前記記憶部は、前記定着器が前記定着器による定着処理が実行可能な位置で前記装着部に装着されているとき、前記操作部を通じて指定された記録材の幅サイズに対応する情報を記憶可能であることを特徴とする請求項 7 に記載の画像形成装置。

**【請求項 9】**

前記記憶部に記憶された前記情報を読み出す読み出し部と、  
画像形成すべき記録材の幅サイズに対応する情報を取得する取得部と、  
前記読み出し部により読み出された前記情報と前記取得部により取得された前記情報に基づいて画像形成動作を禁止するか否かを制御する制御部と、  
を有することを特徴とする請求項 7 又は 8 の何れか一項に記載の画像形成装置。

**【請求項 10】**

前記制御部は、前記取得部により取得された記録材の幅サイズが前記読み出し部により読み出された記録材の幅サイズよりも小さい場合、画像形成動作を禁止することを特徴とする請求項 9 に記載の画像形成装置。

**【請求項 11】**

表示部を有し、

前記制御部は、前記取得部により取得された記録材の幅サイズが前記読み出し部により読み出された記録材の幅サイズよりも小さい場合、前記定着器の交換を促すメッセージを前記表示部に表示させることを特徴とする請求項 9 または 10 の何れか一項に記載の画像形成装置。

**【請求項 12】**

前記制御部は、前記取得部により取得された記録材の幅サイズが前記読み出し部により読み出された記録材の幅サイズよりも小さい場合、前記取得部により取得された記録材の幅サイズと一致する記録材の幅サイズに対応する情報を記憶する記憶部を備えた定着器への交換を促すメッセージを前記表示部に表示させることを特徴とする請求項 11 に記載の画像形成装置。

**【請求項 13】**

表示部を有し、

前記制御部は、前記取得部により取得された記録材の幅サイズが前記読み出し部により読み出された記録材の幅サイズよりも大きい場合、画像形成動作を許可すべきか否かの選択を促すように前記表示部を制御することを特徴とする請求項9乃至12の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項14】

前記制御部は、前記取得部により取得された記録材の幅サイズが前記読み出し部により読み出された記録材の幅サイズよりも大きい場合、画像形成動作を許可させるためのキーと、画像形成動作を許可させないためのキーと、を前記表示部に表示させることを特徴とする請求項13に記載の画像形成装置。

【請求項15】

前記制御部は、前記取得部により取得された記録材の幅サイズが前記読み出し部により読みだされた記録材の幅サイズと同じ場合、画像形成動作を実行することを特徴とする請求項9乃至14の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項16】

前記記憶部に記憶された前記情報を読み出す読み出し部と、  
画像形成すべき記録材の幅サイズを複数の選択肢の中から選択させるための表示が行われるよう表示部を制御する制御部と、を有し、

前記制御部は、前記読み出し部により読み出された記録材の幅サイズよりも小さい幅サイズの記録材の選択を不可にすることを特徴とする請求項7又は8の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項17】

前記定着器は、前記受信部と前記記憶部を駆動するための電気エネルギーを蓄える蓄電部を有することを特徴とする請求項7乃至16の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項18】

前記受信部は前記外部端末から前記情報を無線受信可能であることを特徴とする請求項7乃至16の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項19】

前記外部端末は携帯端末であることを特徴とする請求項7乃至18の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項20】

前記定着器は、記録材に形成されたトナー像を熱及び圧力により定着するためのニップ部を形成する一対の回転体を有することを特徴とする請求項7乃至19の何れか一項に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記の目的を達成するための本発明に係る定着器の代表的な構成は、  
画像形成装置に着脱可能な定着器であって、  
記録材上のトナー像を熱及び圧力により定着するためのニップ部を形成する一対の回転体と、

前記定着器の用途を制限すべく記録材の幅サイズに対応する情報を外部端末から受信可能な受信部と、

前記受信部が受信した前記情報を記憶する記憶部と、  
を有し、

前記受信部は、前記定着器が前記画像形成装置に装着されていないときに前記情報を前記外部端末から受信可能であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、上記の目的を達成するための本発明に係る画像形成装置の代表的な構成は

記録材にトナー像を形成する画像形成器と、

装着部と、

前記装着部に着脱可能に装着され、前記画像形成器により形成されたトナー像を記録材に定着する定着器であって、記録材の幅サイズに対応する情報を外部端末から受信可能な受信部と、前記受信部が受信した前記情報を記憶する記憶部と、を有する定着器と、

を有し、

前記受信部は、前記定着器が前記装着部に装着されていないときに前記情報を前記外部端末から受信可能であることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明によれば、前記の課題を解決することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

即ち、操作部701の表示部701Aには画面選択操作により図7のように用紙幅サイズ設定画面を表示（画像形成すべき用紙の幅サイズを複数の選択肢の中から選択させるための表示）できるように制御部により制御されている。そして、この画面を用いて、操作部701から装置本体1Aの装着部50に装着されている定着器100のメモリ117のサイズ記憶領域703に対して専用幅サイズを設定する若しくは設定変更することが可能になっている。

つまり、操作部701を有し、メモリ117は、定着器100が定着器100による定着処理が実行可能な位置で装着部50に装着されているとき、操作部701を通じて指定された用紙の幅サイズに対応する情報を記憶可能である。